

第十回国会 厚生委員会 議 録 第三号

昭和二十五年二月七日(水曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君

理事 青柳 一郎君 理事 中川 俊思君

理事 丸山 直友君

高橋 等君 橋 直治君

首藤 新八君 堀川 恭平君

松井 豊吉君 山村新治郎君

堤 ツルヨ君 荻田アサノ君

松谷天光光君

出席國務大臣 厚生大臣 黒川 武雄君

出席政府委員 厚生政務次官 平澤 長吉君

厚生事務官(大臣 官房會計課長) 太幸 博邦君

(厚生技官 (医務局長) 東 龍太郎君

委員外の出席者 専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

昭和二十五年十二月十一日

委員尾關義一君及び船越弘君辭任につき、その補欠として首藤新八君及び生田和平君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員生田和平君辭任につき、その補欠として岡崎勝男君が議長の指名で委員に選任された。

委員大西順夫君辭任につき、その補欠として堀川恭平君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員に選任された。

委員林百郎君辭任につき、その補欠として荻田アサノ君が議長の指名で委員に選任された。

昭和二十六年一月二十九日

寺島隆太郎君委員長辭任につき、松永佛骨君が議長の指名で委員長に補欠選任された。

同日 委員田中元君、中川俊思君及び河本敏夫君辭任につき、その補欠として山村新治郎君、山崎猛君及び柳原三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員山崎猛君辭任につき、その補欠として山本猛夫君が議長の指名で委員に選任された。

二月七日 委員山本猛夫君及び金子與重郎君辭任につき、その補欠として中川俊思君及び小林運英君が議長の指名で委員に選任された。

同日 理事大石武一君、松永佛骨君、金子與重郎君及び岡良一君の補欠として中川俊思君、丸山直友君、柳原三郎君及び藤田昌子君が理事に当選した。

一月二十五日 あん眠、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)(予)

同日 委員大西順夫君辭任につき、その補欠として堀川恭平君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員に選任された。

同日 委員に選任された。

委員に選任された。

同日 委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

指定の請願(松永佛骨君紹介)(第三五五号)

山口県北海岸地帯を国立公園に指定の請願(吉武恵市君紹介)(第三七七号)

看護婦所得権者に対する甲種看護婦國家試験免除に関する請願(八百板正君紹介)(第三八八号)

同(田中元君紹介)(第三九三号)

同(柳原三郎君紹介)(第一〇〇号)

看護婦養成所に対する国庫補助の請願(志田義信君紹介)(第四〇号)

理容師法の一部改正に関する請願(志田義信君紹介)(第四一號)

国民健康保險事業救済対策確立に関する請願(松永佛骨君紹介)(第四二號)

同(志田義信君紹介)(第四三號)

国民健康保險事業救済対策確立等に関する請願(稲田直道君紹介)(第四四號)

同(志田義信君紹介)(第四五號)

療養所における患者による附添手当増額に関する請願(寺島隆太郎君紹介)(第四六號)

国民健康保險医療に対する課税率引下げの請願(今村忠助君紹介)(第一〇四號)

厚生年金保險基金の還元融資に関する請願(木村俊夫君紹介)(第一一七號)

同日 委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

六号) 国民健康保險に対する給付費国庫負担等に関する請願(松本六太郎君外一名紹介)(第一七五号)

国民健康保險事業救済対策確立に関する請願(青柳一郎君紹介)(第二二二號)

民間社会事業従事者の現任訓練費国庫補助の請願(青柳一郎君紹介)(第二二三號)

児童福祉施設最低基準令施行延期に関する請願(青柳一郎君紹介)(第二二四號)

美容師法制定反対の請願(青柳一郎君紹介)(第二二五號)

未亡人に越冬資金支給の請願(石野久男君紹介)(第二二六號)

社会保障制度確立に関する請願(青柳一郎君紹介)(第二二七號)

社会事業基金庫設置に関する請願(青柳一郎君紹介)(第二二八號)

社会福祉事業基本法制定に関する請願(青柳一郎君紹介)(第二二九號)

遺族援護強化に関する請願(益谷秀次君外一名紹介)(第二五七號)

生活保護法による結核入所患者の生活扶助料引上げに関する請願(柄澤孝子君紹介)(第一八三三號)

理容師法の一部改正に関する請願(柄澤孝子君紹介)(第二九五號)

看護婦養成所に対する国庫補助の請願(柄澤孝子君紹介)(第二九六號)

国立三島病院結核病舎増築の請願(遠藤三郎君紹介)(第三二三三號)

同日 委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

国立療養所に看護婦及び医師増員の請願(藤田昌子君紹介)(第三二四號)

強制医療分業反対の請願(若林義孝君紹介)(第三二五號)

保健婦、看護婦の資質向上並びに待遇改善の請願(吉田省三君紹介)(第三五四號)

遺族援護強化に関する請願(青柳一郎君紹介)(第三七三號)

旅館業法の一部改正案反対に関する請願(椎熊三郎君紹介)(第三九一號)

の審査を本委員会に付託された。

一月十六日 国立療養所患者の給食費増額に関する陳情書(千葉市仁戸名千葉国立療養所内島春作)(第一八號)

結核療養所患者に内地米配給の陳情書(名古屋市長愛知県議會議長太田光二)(第二六六號)

国立星塚療養所病床増設に関する陳情書(鹿児島県鹿児島市星塚町四千五百二十二番地国立療養所星塚療養園長塩沼英之助外九百二十一名)(第三五五號)

国民健康保險に対する補助金増額の陳情書(大阪市大阪府議會議長高野保)(第四六六號)

同日 社会保障制度確立に関する陳情書(大阪市西区土佐通一大同ビル内関西経営者協会会長加藤正人)(第六五五號)

新医療法施行延期に関する陳情書(新発田市市議會議長杉山要平)(第六六六號)

同日 委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

委員に選任された。

社会福祉行政に関する陳情書（東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会会長金刺不太郎）（第六九号）

国民健康保険制度の改善並びに結核根絶に関する陳情書（東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会会長金刺不太郎）（第八二号）

国民健康保険に対する補助金増額の陳情書（前橋市群馬県町村会会長生方誠）（第一〇七号）

新医療法施行延期に関する陳情書（新潟県佐渡郡小水町長金子邦太郎）（第一一三号）

児童福祉施設最低基準施行に関する陳情書（山口県山口市児童課内山口保育連盟会長直城正彦外九名）（第一二五号）

新医療法施行延期に関する陳情書（新潟県東頸城郡小黒村長横尾正治外二十七名）（第一五三三号）

戦争で被害を受けた者遺族援護に関する陳情書（大分県南海部郡上野村遺族会西谷口部落宮脇新七郎外四名）（第一五九号）

新医療法施行延期に関する陳情書外一件（新潟県北蒲原郡赤谷村佐藤助太郎外二名）（第一六一号）

国立星塚療養所病床増設に関する陳情書（鹿児島県鹿屋市鹿屋市議會議長森田資雄）（第一六五号）

新宿御苑の保存に関する陳情書（東京都中央区日本橋通二の一財団法人日本庭園協会会長團伊能外一名）（第一七三三号）

児童保護費予算措置改正に関する陳情書（広島市県庁内児童課広島県児童福祉審議会委員長長石橋修三）（第一

五九号）
新医療法施行延期に関する陳情書（新潟県南魚沼郡大崎村長田辺武次外一名）（第一九八号）
を委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
理事の互選
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等
営業法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三三号）（予）

昭和二十六年厚生省関係予算に關し説明聴取の件

○松永委員長 これより開会いたします。

この際簡単にあいさつ申し上げます。このたびは、はからずも議員諸君の御推挙によりまして厚生委員長に就任いたしましたことは、まことに光榮の至りでございまして、衷心より感謝いたしております。

終戦以来早くも五年有余の年月を経ました今日、社会情勢の推移とともに、本委員会の所管であります厚生行政の持つ意義はまことに重大であると考えるのでございまして、社会の福祉保障、衛生、医療等、すこぶる広汎にわたります諸問題につきましても対策を樹立すること、あるいは法制的解決の方途を講ずること等につきましても、国民の皆さんすべてが切に希望するところと存するのでありまして、微力ではありますが、委員会の活動に全力を注ぎたいと念願いたしておる次第でございます。しかしながら委員会の運営につきましても、もとより不なれぬ点が多かりうと案じておるような次第でございます。理事並びに委員各位の御協力によりまして大過なきを期し

たいと存じます。

言うまでもなく、時に当面いたします重要な諸問題につきましても、せいの御検討していただくとともに、当委員会の性格を十分考慮いたしまして、和氣あいけいの中に、円満に議事を進めたいと心から希望しておるのでございます。何分にもよろしくお願い申し上げます。あいさつにかえる次第でございます。

○松永委員長 まず理事の互選についてお諮りいたします。理事の白石武一君と岡良一君が旅行のため理事の辞任を申し出ており、金子興重郎君が委員を辞任され、私が委員長に選任されたのを加えまして、都合四名の理事の欠員になりますので、その補欠選任を行わねばなりません。それでこの際二人の理事の辞任を許可するとともに、理事四名の補欠選任は委員長において指名いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松永委員長 御異議なければ、丸山直友君、中川俊昭君、柳原三郎君及び福田昌子君をそれぞれ理事に指名いたします。

○松永委員長 次に、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、まず黒川厚生大臣より提案理由の説明を聴取いたしたいと存じます。黒川厚生大臣。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法
第二条第一項中「公に認定された学校又は養成施設」を「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設」に改める。

第七条を次のように改める。
第七條 あん摩業、はり業、きゆう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に關しては、何人も、いかなる方法によるを問はず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
二 第一条に規定する業務の種類
三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
四 施術日又は施術時間
五 その他厚生大臣が指定する事項
前項第一号乃至第三号に掲げる事項については、広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に關する事項にわたつてはならない。

第十三条を次のように改める。
第十三條 厚生大臣の諮問に應じて、第二条第一項に規定する養成施設の認定及び第七條第一項第五号に規定する指定に關する重要事項を調査審議させるために、厚生省に、厚生大臣の監督に屬するあん摩、はり、きゆう、柔道整復中央審議会（以下中央審議会という。）を置く。

中央審議会は、前項に規定する事項の外、文部大臣の諮問に應じて、第三条第一項に規定する学校の認定に關する重要事項を調査審議するものとする。

都道府県知事の諮問に應じて、第二条第一項に規定する試験、第八条第一項に規定する指示及び第十一条第二項に規定する処分に關する重要事項を調査審議させるために、各都道府県に、都道府県知事の監督に屬するあん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会（以下地方審議会という。）を置く。

地方審議会の組織、委員の任期その他地方審議会に關して必要な事項は、都道府県知事が定める。

第十八条中「なお、昭和二十三年十二月三十一日までは、」を「当分の間」に改める。
第二十條中「第十三條に規定する審議会」を「中央審議会又は地方審議会」に改める。

附則
一 この法律中第七條の改正に關する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、その他の部分は、公布の日から施行する。
二 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項の表中あん摩、はり、きゆう、柔道整復業中央審議会の項を次のように改める。
あん摩、はり、きゆう、柔道整復中央審議会（以下中央審議会という。）を置く。

きゆう、柔道整復師、はり師、きゆう師及びあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二條第一

項の外、文部大臣の諮問に應じて、第三条第一項に規定する学校の認定に關する重要事項を調査審議するものとする。

都道府県知事の諮問に應じて、第二条第一項に規定する試験、第八条第一項に規定する指示及び第十一条第二項に規定する処分に關する重要事項を調査審議させるために、各都道府県に、都道府県知事の監督に屬するあん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会（以下地方審議会という。）を置く。

地方審議会の組織、委員の任期その他地方審議会に關して必要な事項は、都道府県知事が定める。

第十八条中「なお、昭和二十三年十二月三十一日までは、」を「当分の間」に改める。
第二十條中「第十三條に規定する審議会」を「中央審議会又は地方審議会」に改める。

附則
一 この法律中第七條の改正に關する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、その他の部分は、公布の日から施行する。
二 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項の表中あん摩、はり、きゆう、柔道整復業中央審議会の項を次のように改める。
あん摩、はり、きゆう、柔道整復中央審議会（以下中央審議会という。）を置く。

きゆう、柔道整復師、はり師、きゆう師及びあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二條第一

項の外、文部大臣の諮問に應じて、第三条第一項に規定する学校の認定に關する重要事項を調査審議するものとする。

項に規定する養成施設の認定及び同法第七條第一項第五号に規定する指定に關する重要事項を調査審議する外、文部大臣の諮問に應じて、同法第二條第一項に規定する学校の認定に關する重要事項を調査審議すること。

3 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項中「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法」を「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法に改める。

○黒川國務大臣 ただいま議題となりましたあん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法の一部改正する法律案の提案の理由を説明いたします。

内地以外の地で、その地の法令によつて、あん摩術、はり術、きゅう術または柔道整復術の免許證札を得た者であつて、昭和二十年八月十五日以後に内地に引揚げた者に対しては、免許の特例として、昭和二十三年末日までは、その履歴を審査してそれによつて、その免許を与えることができたのでありますが、御承知のように外地より引揚げが二十三年をもつて完了せず、それ以後においても続行せられ、いまだに未帰還者のある現状でありますので、その間の事情を考慮して、当分の間免許の特例を引続き与え得るようになしましたのが改正の第一点であります。次に、あん摩業、はり業、きゅう業

または柔道整復業に關する広告につきましても、医療に關する広告取締りの例にならぬ限り、一定の事項以外について広告をなし得ないよう、規定を整備したのであります。

その他、これら施術者の身分法たることを明確にするため題名を改め、また審議會等につきましても、所要の改正を加えた次第であります。

以上が改正の概略であります。何とぞ御審議の上すみやかに可決せられようお願ひ申し上げます。

○松永委員長 本案の質疑はいかがとりはからいまいしょうか——本日別に御質疑がなければ、次会に十分御質疑を願ひことにいたします。

○松永委員長 次に、昭和二十六年年度予算案中、厚生省が關係を持つものについて、政府より説明を聴取いたします。太宰府府委員。

○太宰府府委員 明年度の厚生省所管の予算につきまして、簡単に概略を御説明申し上げたいと思ひます。

お手元に「昭和二十六年度歳出事項別予算書」といふものがござります。これは二十六年度二般會計予算、この部厚いものの項目を書きましたものでございまして、簡単な説明をつけようという御注意がございました。ですが、手違ひを生じましてそちらの方が抜けておりますので、おわび申し上げておきます。その一番うしろの方を見てくださいますと、厚生省所管の分の合計といたしまして、昭和二十六年年度の予算額が、極めて四百四十二億七千二百四十七千円になり、これを昭和二十五年年度の予算と比較いたしますと、二十五年年度の予算が三百四十一億

八千九百五十四万四千円でございます。差引百億九千九百九万三千円の支出増になつておるのでございます。

以下特別に目新しい分、ないしは非常に額の違ひました点を申し上げます。

最初のページ——左側の方に番号が打つてございまして、最初は厚生大臣官房でございまして、ここは格別取上げて申し上げることもございせんので、略させていただきます。次の十二番、公衆衛生局に入ります。

公衆衛生局の方におきまして、十二から三十までのところは、大体本省費でございまして、三十一から以降が補助費というふうなぐあいにかれてございまして、その中で目新しいものといひまして、二十番に精神衛生対策強化に必要な経費というのがございまして、これは先般、昨年の国会で通りましたところの精神衛生法、これに基づきしたところの精神衛生法、これに基づきした予算措置でございまして、これはその中の本省の審議會、講習會、協議會といふような事務費でございまして、なおこのほかに、ついでにこの精神衛生だけ申し上げさせていただきますと、一枚めくつていただきました三十七番目のところに精神衛生事業費補助に必要な経費、一億二百六十三万円というのがございまして、これは府県におきましての患者の強制入院の措置費、あるいは病院の経営費がこれでございます。それともう一つずつとしようの方に参りますと、百二十八番のところに国立精神衛生研究所という項目が新たにございまして、それに必要な経費といたしまして一千二百三十三万円、これが計上せられてございまして、このあたり明年度といたしましては、この

三つの項目の経費をもつて精神衛生対策の強化に向けよう、こういう考えでございまして。

それから前へもどりまして、公衆衛生の項で、三十二番目に保健所費補助に必要な経費という項目がございまして、これは御案内の通り、現在の保健所がA級とC級と二色ございまして、A級の保健所が百五十箇所、C級が五百五十四箇所、合せて七百四箇所ございまして、それを明年度におきましては、A級の保健所を百八十箇所にいたします。それからC級とA級との間に、まあB級という中間のものを設けまして、これを六十箇所に格上げいたします。それからC級が四百八十四箇所、合せて七百二十四箇所、つまり本年度より二十箇所ほど増設しますと同時に、格上げを若干いたしました。結構対策の第一線機關としての保健所の機構を整備して行きたい、こういう考えでございまして、同時に保健所のお医者様の待遇改善の一助にという考えで、研究費を少し組みました。大体各保健所のお医者様一人当たり約七、八千円見当で予算を組んでございまして、これはまあ待遇改善と申しましても、要するに保健所のお医者様が研究をいたしますおの費用でございまして、と同時に、なお従来保健所につきまして、近郷をまわりますのに、足がないというふうな声を聞いておりますので、A級の百八十箇所の保健所には、せめてダツトサンくらい自動車でもというので、自動車を一合ずつ百八十台備える、こういうことにいたしましたのでございまして、そういうものが目新しいものでございまして、それを合せて九億四千四百八十五万六千円で

あります。それから三十五番でございまして、これは結核予防費補助に必要な経費、十一億三千三百八十八万円でございまして、これが前年度と比較いたしましたら、大幅に十億ほど増加してございまして、これは後ほど社会保障の方でちよつと申し上げますが、社会保障の一環として結構対策を強化して行くというので、この予算面に現わしたものでございまして。

それから三十九番に参りますと、公衆衛生関係施設整備に必要な経費、これは社会保障制度を漸進的に進めて行きますその政策の現われといひまして、結構ベッドのないのは保健所の増床というふうなもの施設の増設でございまして、この内訳の中には、おもなものは結核のベッドの増床といたしまして、公立の分六千九百床、それから公益法人の分千八百床の建設増設費、それから先ほど申し上げました保健所の新設分二十箇所、それから拡張八十一箇所の費用、それから精神病院で、公立精神病院で五百床ほどふやす費用、それからもう一つ、伝染病の隔離病舎でございまして、これは御案内のように、地方に行きますと、明治何年に建てたという隔離病舎がございまして、ほとんど隔離施設として、また医療施設として用をなしていない、それが腐朽いたしました今にも倒れんとするところが間々ございまして、これをなおさすまではございまして、新しく建て直して行く。同時に昔のような墓地のそばに隔離病舎があるというふうな、ああいう式のものを改めまして、市町村が一つでつくりましますより、幾つか集まつて連合いたしましたつくりま

すれば、相対りつばな病室ができるというふうなことで、連合でつくろうというふうな指導して行く、こういう考えでございますが、その隔離病舎二千八百床をこれですくつくり直して行く、こういう費用がこの中に組まれてございます。

それからその次の医務局のところでございますが、大体この辺に出ておきますのは、本省の事務費、人件費、そういうふうなものでございます。そこで五十番目の国立病院の指導監督に必要な経費、これが九億八千二百万円、これは後ほど申し上げますが、国立病院特別会計に對しまして一般會計からの繰入れがそのほとんど全部でございます。

それから五十六番目、五十七番目、この辺は、例の医師、歯科医師、保健婦、助産婦等の国家試験でございますが、大体前年度と同じ回数のもので実施するという建前になっておりますことをつけ加えて申し上げます。

それから五十八番目に、公的医療機関整備に必要な経費五千万円というのがございますが、これは社会保険制度の一環といたしまして、医療対策の審議会、医療整備の審議会というのがございます。そこで一応今後の医療計画、病院の配置はこういうふうなやつて行くべきだという計画を立てたのであります。それは同時に審議会の勧告となつて出ておられますが、それを受諾しまして、わずか五千万円でありまうが、ここに新たに計上いたしました次第であります。前年度の三百万円と申しますのは、災害復旧のものでございまして、そういうものではないに、医療整備という意味でとりました

もので、新しいものでございます。これは数年前からの問題であります。ようやく明年度に頭を出したというところでございます。大体六箇所三百床ほどのものを予定してございます。

それから業務局に入りまして、七十というところに医薬品用具化粧品品の国家試験とございますが、これは国家検定でございます。必要経費四百四万円、これは前年度はゼロになつております。これに見合います分は、恐縮でございますが、うしろの方の百四十一番というところをちよつとくらんださいと、そこに国立衛生試験所というところの三番目に、医薬品の国家検定に必要な経費三千四百七十八万三千円というのが出ております。これと見合います分でございます。

これは昨年の夏ごろでございまして、これは関係方面の方から、メモランダムが出まして、医薬品用具化粧品というものについて、強力国家検定をやるようにという要請がございまして、それを予算化したものでございます。前の方のものは、府県に對しまして、そういうものの抜きとりの費用、あるいはその不合格なもの廃棄というような、国家検定に伴う府県の事務費、委託費というものでございます。それから百四十一番目の方の費用は、国立衛生試験所です。それを検定いたしますので、その検定のための経費でございます。さしあたりましてやる品目は、ぶどう糖、注射薬、避妊薬、ビタミン剤、ホルモン剤というふうなものを予定して予算を計上してございます。それからその業務局の一番最後の七十七というところに、重要医薬品の供給確保に必要な経費九億六千三百三十万六

千円というのがございます。これは例のストマイの国家買上げの費用九億円と、発疹チフスのワクチン、コレラ・ワクチン、インフルエンザ・ワクチンというように、国として常備しておきませんと、いざ必要という場合に、間に合わないような筋合いのものを買い上げておきます費用が、約六千万円がそれに含まれてございます。ストレプトマイシンの方は、なお国産と輸入との価格が非常に違つております。そのため、国産の企業を培養する必要があります。この九億円の費用をもちまして、買い上げて、輸入のものとプールのいたしまして、安い値段でもつて国民に配給する、こういう考えで計上してあるものでございます。ストマイの単価は現在九百六十円まで下つております。これは二月一日にそれです。実施になると存じます。来年度は当初五百五十円ぐらいで初まりまして、三・四半期で全部生産が軌道に乗りますと、四百円を削つて三百円代に入つて来る。そうしますと、もう国産と輸入とが大体同じような値段になりますので、そこで今のような価格操作をはずしまして、今度は自由競争にさせるという考えでございます。大体そういうことで来年度の三・四半期までに、この九億円の金でもつて操作する、こういう考えでございます。

次に社会局に参りまして、社会局は大体八十六番目ぐらまでは、本省の事務費がおもでございます。生活保護法の施行に必要な経費、二百十億六千三百四十五万六千円、前年と比較いたしましたら大幅に四十七億二千八百万円ほど増加になつております。このうち大体生活扶助が百十五億ほど、住宅扶

助が約九億三千万円ほど、教育扶助が十六億八千万円、医療扶助が六十一億ほどを占めております。前年との比較は生活扶助の方は、百十五億に對しまして、前年度は八十六億でございます。住宅扶助が九億三千万円に對して前年度が六億、教育扶助は十六億に對しまして、前年度が八億九千万円、医療扶助が、六十一億に對しまして前年度が五十一億、そのほか小な項目に出産、生業がございしますが、おもなものは大体そういうふうなものでございます。そのほか明年度の予算といたしまして、従来と目新しい点は、地方の方の事務費、地方の府県庁などが使います事務費が足りなくて、とかく非難があつたのでございしますが、その費用を三億二千五百万円ほど計上いたしました。これを府県にわけて事務費に充ててもらふという考えを持つております。

その次は八十八番、身体障害者の保護更生に必要な経費、これが一億五千三百六十六万六千円でございます。これは大抵身体障害者に養子、養子というふうな介護用具を与える費用、援護措置費と申しておりますが、そういう費用、あるいは地方におきまして巡回相談をして指導するといふような費用がこれでございます。

その次の八十九番で災害救助に必要な経費が前年度に比較いたしまして三億三千万円と大幅に減つております。これは前年度はジェーン台風でもつて補正予算で相当ふくらんでおりましたので、その結果この予算との比較では非常に減つたように見えるのであります。そういう意味でござい

次に九十一番目に参りまして、更生資金貸付に必要な経費が三億円、これは前年度が五億円でございまして、二億円の減になつております。これは御承知の国民金融公庫を通じて、特に引揚者あるいは戦災者のような困窮者に對しまして、普通の一般庶民金融よりも、なお保護的な色彩を持つた貸付の資金でございます。二億減りました理由は、すでに約四十億、五十億近くのもの過去数年間で貸付になつておまして、それがそろそろ、回収の時期に入りまして、その回収の金が来年度ははば五億近くのものでございまして、合せまして大体八億近くのもの動くのではないかと、いうふうな考えで、漸次国から新たに持ち出す分が減つて来る、こういう考えでここに減らしたのでございます。

それから九十二番の社会事業施設整備に必要な経費が三億二千二百三十八万円、これが前年度に比較いたしまして二億五千万円ほど増になつておりますが、これもやはり社会保障制度の一環といたしまして、こういう国家補助の面を拡充して行きたいという政策の現われの一つであります。その中で生活保護施設が約三億ほどござい

ます。そのほか身体障害者の收容、授産施設を二千二百万円ほどで六箇所新たにふやしたい、その施設費がここに

出しておるのでございます。九十三番は、公益質屋法の施行に必要な経費一千十万円、金額としてはわずかでござい

ますが、公益質屋を拡充してくれという声が相当強くなつておまして、これもようやく頼みまして頭だけ出してもらつたといふことであります。大

体戦災にあつた古い質屋さんなどに、

この金でもつて補助いたしましたして、修理して再開するという、何と申しますか、調弁費みたいなものでござい

一万円、これは前年度と比較いたしまして九億四千一百万円と、大幅にふえてござい

のでござい。百十八番の引揚搬送の事業に必要な経費、これは内地に引揚げて参りました方々が、上陸港から郷里に参りますまでの間の、途中の駅におきま

でござい。人口問題研究所に必要な経費、国立公衆衛生院、国立栄養研究所、国立予防衛生研究所、先ほど申し上げました国立精神衛生研究所、検疫所とい

るのでござい。これでは大体結核は千五百床、癩が一床、その整備に必要な経費がそこに載せてござい

児童局に参りまして、御承知の児童局の一番大きな児童保護費はあとで申し上げますが、昨年から平衡交付金に入りまして、今年もこの問題は解決してござい

の負担率は従来健康保険が、事務費につきましては、国が十分の五を負擔しております

その次の地方引揚搬送局の事業に必要な経費、これは内地に上陸いたしました方々が、上陸地においていろいろの復員、引揚げ手続を終え、医療を受け、あるいは必要な衣服その他の給与を受けるという

その次は百三十二番、癩療養所の経営に必要な経費、これは十箇所の癩療養所の経営に必要な経費が載せてござい

その次の百三十七番、国立療養所の拘留病棟設置に必要な経費、一千七十五万円、金額はわずかでござい

なお現在の施設では足りませんので、どん／＼これふやして行かなければならぬ状況でござい

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

その次に百三十五番に、特殊医薬品購入に必要な経費、一億百八十三万一千円ござい

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

松葉づえというような介護用具を出しますと、それからこういう人たちを收容して療養させますところの施設を一箇所東京都内に設けてまして、委託経営するという費用がここに計上してござい

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

事業費の方は保険の特別会計の中に入っておりますので、本省費がおもひにござい

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

事業費の方は保険の特別会計の中に入っておりますので、本省費がおもひにござい

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

それが、先ほど申しました、この十箇所の費用、それから直営診療施設を四億円をもちまして、これを大幅にふやして行きます

になれまして、七千床負わせた。そのうち四千床を政府管掌でやる、組合で三千床やるというのが、事項としては目新しいことではないかと存じます。格別申し上げることはないかと存じます。

それから国立病院特別会計におきましても、明年度は大体歳入出とも四十億二千七百六十一万四千円を計上してございまして、ここまでは一般会計からの繰入れ、これが問題であろうかと存じます。昨年度の決算をいたしたところが、一般会計からの繰入れを受けまして、二億三千六百万円だったと思ひますが、二億三千六百万円ほどのものが黒字になりまして積立金となりまして、そのうち三千六百万円を二十五年度の補正予算の方へ繰入れまして、なお二億の積立金が余りましたので、これを明年度は財源の一部として積立金から繰入れを受けた。そのほかなお一般会計からの九億八千万円というものをさらに繰入れた、こういうふうにしてバランスを合せておるような次第でございます。

このほかにも、もう一つお手元に社会保障経費というものが配つてあると存じますが、これは例の社会保障制度審議会の勧告が少し遅れましたのと、それから財政的な理由から、政府といたしましては漸進的にこれを進めて行くということではないかと存じます。私どももいたしまして、はなはだ満足いたしかねる点があるのでございまして、一応ここで計上いたしましたのが、締めまして、一番最後を見ていただきますと、三百九十二億七千万円。これは従来の社会保障的なものと予算を検討して比較してみますと、前年度は二百九十七億で、約九十五億ほど厚生省関

係だけの社会保障の経費としては増になつております。もつともこの社会保障の経費をどの面まで取入れるか。これを狭い範囲に解釈いたしまするか、きわめて広い範囲に解釈して取入れるかによりまして、数字が違つて参らうかと存じます。あるいは皆さんの方のお手元に、その他の大蔵省などから出ました経費の内訳は、違つた数字が若干出るかもしれませんが、それは取上げ方を広くとるか、どの程度とるかというところでかわつて来るかと思ひます。

これは御了承願ひたいと思ひますが、大体審議会の勧告に出ました項目を私どもの方で拾つてみますと、今申しましたように、厚生省関係だけ約三百九十二億になりまして、前年度に比しますれば九十五億ほど進歩しておるということになつております。その左の方にずつと項目が書いてございまして、社会保険の方は、そのおのものは、先ほど申しましたように、事務費の補助率の増と、結核ベツドの関係でふえておるということでございます。なおそのほか、給付費の問題があつたのでございまして、これは遺憾ながら二十六年度には給付費に対する補助費というものは計上せられにに至らなかつたのでございまして、それから……

○高橋(等)委員 ちよつとこの括弧して「内施」としてあるのは。

○本府政府委員 これは内書でございまして、それは施設費でございまして、いわば従来の公共事業費的なものでございまして、今年度の予算におきましては、公共事業というものを非常に狭く限定いたしまして、厚生省所管では水道と住宅しか入りませんものでござい

ますから、施設費という名前でございますが、大体公共事業的なものと考へて願ひます。内書でございまして、たとえば社会保険の三十八億の中に三億五千万円が含まれておるのだと、かように御了承願ひます。

それから国家扶助及び社会福祉の方では、生活保護、身体障害者の保護あるいは児童保護の経費、先ほどずつと申し上げて来しましたものを、数字としてもう一ぺんここにまとめたわけでございます。

それからお手元に二枚刷りでございしますが、「昭和二十六年度総理府所管厚生省主管歳出予算明細書」というものが行つておりまじやうか。——これははつきりと平衡交付金とは書いてございせんが、これが大体平衡交付金の方になる予定でございまして、平衡交付金につきましては、来年度は政府の方は千億というものを予算に計上しております。なお聞くところによりまして、地方財政委員会は千二百億余でもつて、国会に勧告するといふ由に聞いておりますが、この案は大体政府の方の案によりまして、最後にござい

ますように、二十六年度は政府から繰入れます分が、大体三十二億九千六百万円ほどございまして、その中で一番大きな問題は、例の児童保護費を、平衡交付金から保護費に、とりもどす問題でございまして、これは遺憾ながら二十六年度予算につきましては、政府部内では話がつきませんで、従来と同様に、平衡交付金としてこれを計上するということに相なりましたことを御報告申し上げます。

そのうち従来補助金であつたもので、今度新たに二十六年度予算で平衡交付金に入つたものがございまして、それを項目だけ申し上げますと、五番目の寄生虫予防に必要な経費、これが従来補助金でございまして、今度平衡交付金に入りまして、それからそのページの下のゼロというものが二つございまして、屠場に於ける原皮の取締監督事務職員に必要な経費、これは統制が解除になりましたので、ゼロになりました。その次の結核予防接種(定期分)施行に必要な経費、これも昨年度は平衡交付金でございまして、今度結核対策を実施いたしますにつきまして、これを補助金の方に振り向けましたので、この平衡交付金の欄ではゼロになつております。

それから社会局の方に入りまして、十五番目の地方身体障害者福祉審議会に必要な経費、これは昨年度は補助金でございまして、ゼロでありまして、これがまた今年平衡交付金の方に組みかえられたのでございまして、それから保険局でございまして、二十三番と二十四番、国民健康保険調整員に必要な経費、国民健康保険調整員は補助金でございまして、今年平衡交付金の方に組みかえられたのでございまして、以上各点は、大体政府部内におきまして、いろいろ検討いたしました結果、これを平衡交付金に入れてもいいのではないかと、入れた分でございます。なお御案内の地方行政調査委員会におきまして、補助金を整理するといふ問題について、政府に勧告をいたしております。政府の方で、目下これを検討しておりますので、それが固まりますと、また若干補助金と

平衡交付金との間に、移動があるかも存じますので、その際は多少動くものと存じております。

○松永委員長 本件に關連しての御発言はございせんか。

○堤委員 大体のアウト・ラインを御説明願つたのでありますが、もう少し詳しい資料をいただければよろしいか。——もう少し詳しい資料をこの委員会でも皆さん御希望だろと思ひますので、詰つていただいて、もしそちらの方で何でしたら、政府側に要求していただくように、委員長からおとりはからい願ひたいと思ひます。

○松永委員長 ただいま堤委員からの御発言もございまして、ただいま当局の説明を受けました昭和二十六年度の予算案に、いまだ少し詳細なる説明を加えたものを配付していただくことを要求いたします。御了承願ひます。——

○松谷委員 こまかな点でございまして、先ほど御説明の中の百三十五番のブロミン、パスの予算のところでございますが、もしきようおわかりでございませうれば、ブロミン、パスの内訳を承りたいと思ひます。

○本府政府委員 ブロミンの方は七千七百九十人、約七千八百人分を計上してございまして、これは大体患者の七五%になると存じます。それはつまり患者の中でもブロミンをほとんどに必要とする、ブロミン適用の都合のいい状態にある方が大体それくらいでありまして、一応そういうブロミンを必要とする方には行き渡るように計上してあります。単価は九千六百円ほどであり

ます。それからバスの方は大体患者全体の五割程度のものをここに見ております。人数は二千八百人ほどでございます。これはバスは非常に高うございまして、一クールが約九千五百円ほどかかります。これは結核対策を来年の下半期から実施することになっておりますので、一応ここではその半年分というものが計上されております。ただいまわかります内訳は大体そのようなものであります。

○松永委員長 お諮りいたしますが、ただいま堤委員の御希望もございましたし、この詳細なる内容をできるだけ詳細に御説明書をいただきまして、その際関係局長の御出席を得て御説明を願う、詳細なる御発言はそのときにしていただくということにいたしたいと存じます。

次会は公報をもつて御通知申し上げますこととし、本日はこの程度にて散会いたします。

午後二時五十一分散会

昭和二十六年二月十三日印刷

昭和二十六年二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所